

## 補助金の交付を受けられる皆様へ（法令遵守について）

鉄道助成部が実施する補助金業務には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令が準用されています。以下に同法令を掲載いたしますので、これらを遵守して補助事業を執行していただきますよう、お願いいたします。

- なお、補助事業者が補助金の不正受給、不正使用を行った場合には、同法令に基づき、
- ・ 交付決定の取消し（同法第17条）
  - ・ 補助金の返還命令（同法第18条）

が行われることになり、また、このようなケースにおいては懲役や罰金が科される場合（同法第6章各条）があります。

※ 同法第17条に基づく交付決定の取消し等を行った場合は、機構ホームページにおいて、以下の事項について公表いたします。

- ① 既に補助金が交付されている事案において同法第17条及び第18条の処分が行われた場合  
同法第17条及び第18条の処分を行った日、事業者名、交付決定の取消しを行った補助金名、返還命令金額、概要
- ② 未だ補助金の交付がなされていない事案において同法第17条の処分が行われた場合  
同法第17条の処分を行った日、事業者名、交付決定の取消しを行った補助金名、交付決定取消し金額、概要
- ③ 公表期間  
公表の日から2年間

<補助金適正化法>（総務省法令データ提供システムへリンクします。）

- ・ [補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律](#)
- ・ [補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令](#)